

# 〔座談会〕 インターネット上の権利侵害対策に関する媒介者の責任

1

《出席者》

一橋大学教授 生貝 直人

早稲田大学教授 上野 達弘

内閣府知的財産戦略推進事務局次長 佐野究一郎

京都大学教授 曾我部真裕

弁護士 林 いづみ〔司会〕

## 不正競争防止法2条1項1号における「混同」の判断手法

立命館大学教授 宮脇 正晴 24

### 判例研究

◇ 剽窃的な商標登録出願が公序良俗に反するとして登録が無効とされた事例〔zhiyun 事件 知財高判令5・1・19〕

同志社大学教授 井関 涼子 32

◇ 音楽教室でのレッスンにおける生徒の演奏に関し音楽教室運営者は音楽著作物の利用主体ではないとされた事例

〔音楽教室事件 最判令4・10・24〕

神戸大学教授 前田 健 45

### 【知財高裁詳報】知財高裁大合議判決

◎ 〔コメント配信システム事件〕（知財高判令5・5・26（令和4年（ホ）第10046号）） 58

最新知財判例紹介（令和5年4月～令和5年9月）

102号掲載判例索引

71

〔高裁〕 18件 〔地裁〕 21件

72

〈リレー連載コラム〉ある日の知財弁護士#52

ジュネーブより

毛利 峰子 100